

道路運送車両法

1. 案内情報

- 手続き名 : 改善措置の届出（リコール届出）
手続き根拠 : 道路運送車両法第63条の3第1項
手続き対象者 : 自動車の製作者等
届出時期 : 自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするとき
届出方法 : リコール届出書様式に必要事項を記載のうえ下記添付書類とともに、国土交通省自動車交通局審査課へ届出。
手数料 : 無し
添付書類 : (1)リコール届出一覧表
(2)改善箇所説明図
(3)リコール対象車の主要諸元
(4)リコール対象車の代表車種の外観写真（カラー写真でE版程度の大きさのもの）を貼付した書面
(5)英文リコール届出書
(6)その他届出に関して必要と認められる書面
届出書様式 : 局長通達
記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

- 届出先 : 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
TEL 03 - 5253 - 8111（内線 42 - 353）
FAX 03 - 5253 - 1640
受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- 審査基準 : 道路運送車両法第63条の3第2項
標準処理期間 : 即時処理（届出書及び添付書類に記載もれ等がない場合）